

一九三九年、山梨県生まれ。七〇年、慶應義塾大学大学院経済学研究科博士課程修了、経済学博士。筑波大学、東京工業大学教授、拓殖大学学長、総長、学事顧問などを歴任。二〇一〇年十一月、退任。二〇一七年六月より現職。

台湾の法的地位を確定せよ

米国は中国との国交樹立、台湾との断交に際して国内法「台湾関係法」を成立させ、断交以前の米台の法的関係は断交後もなおこれを維持すると宣明した。日本も中国との国交樹立と同時に台湾とは断交した。だが、日本にとつての断交後の台湾の法的地位は、米国とは対照的に不鮮明なままでありつづけた。

日台の経済的・人的・文化的交流は断交後も深く、これらの交流に齟齬が生じないよう投資保護、二重課税防止、民間漁業を含めて三〇を超える協定が取り結ばれたが、これらはすべて日台が相互に設置している民間窓口機関による協定である。諸協定が日本という主権国家の責任にもとづいて執行されるという国内法上の根拠が日本には不在なのである。台湾との関係を律する法的根拠の有無という点において、日米は徹底的に異なる。

今回の日米首脳会談で焦点となったテーマが台湾有事であった。共同声明で台湾海峡の平和と安全の重要性が強調され、また防衛力強化への日本の決意

が明記されたことは画期的であった。

中国による台湾への軍事的圧力がにわかに強化されつつある。日台の安全保障対話、情報交換・共有は日本の安全保障にとつても不可欠である。しかし、これらが民間窓口機関同士の交渉で可能なはずがない。

二〇一六年の平和安全法制により、日本の自衛隊が取り得る行動には三つの事態が想定された。事態の深刻さは、重要影響事態、存立危機事態、武力攻撃事態の順序だとされる。最も可能性の高いものが重要影響事態であるが、これは地理的区分にもとづく「周辺」事態概念ではないとされた。重要影響事態法により、台湾有事に際しての自衛隊の対応は遠のいてしまったかみえる。

米国の台湾関係法に類する日本の台湾関係法（日台交流基本法）を成立させることにより、日本にとつての台湾の法的地位を確定し、海峡有事に際しては、法的地位の確定した台湾を日米共同で守るというのでなければならぬのではないか。